



## 注記事項

(貸借対照表関係)

平成19年度	
1. 会計方針に関する事項	
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)によっております。
(2) 有形固定資産の減価償却の方法	有形固定資産の減価償却は、平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定率法により行っております。
(3) 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法	無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
(5) 貸倒引当金の計上方法	貸倒引当金は、全ての債権について資産の自己査定基準に則り査定した結果、全額回収可能と判断しましたので計上しておりません。
(6) リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(7) 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
(8) 責任準備金の積立方法	責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。 1. 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)。 2. 標準責任準備金の対象とならない契約については、保険業法施行規則第69条第4項第2号及び第3号の規定に定める方式。 変額個人年金保険における修正共同保険式再保険に係わる再保険会社からの預り責任準備金は責任準備金に、再保険会社への出再保険責任準備金移転額並びに再保険会社からの出再保険責任準備金調整額は再保険料として計上しております。積立利率変動型個人年金保険における共同保険式の再保険契約については、ハートフォード・ライフ・インシュアランス・カンパニーと締結しており、その責任準備金相当額は、再保険からの回収額として再保険貸ならびに再保険収入に計上しております。また、保険業法施行規則並びに金融庁告示等の一部改正における責任準備金の積立等に関して、変額個人年金保険においてハートフォード・ライフ・アンド・アニュイティー・インシュアランス・カンパニーと共同保険式の再保険契約を締結しており、その責任準備金相当額を責任準備金より控除しております。 なお、一部の变額個人年金保険について最低死亡保障部分を出再対象として共同保険式の再保険契約を締結しており、その責任準備金相当額を責任準備金として計上しております。
2. 会計方針の変更	法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。 これにより経常利益は従来の方法に比べて26百万円減少しております。
3. 有形固定資産の減価償却累計額は1,840百万円であります。	
4. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は3,651,954百万円であります。なお、負債の額も同額であります。	
5. 保険業法第113条繰延資産は、定款の規定に基づき計上し、繰入事業年度から5年間で毎事業年度に均等額を償却しております。	
6. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,014百万円であります。	
7. 再保険貸は、修正共同保険式再保険に係わる再保険貸77,371百万円、及び共同保険式再保険に係わる再保険貸223,053百万円あります。	
8. 責任準備金には、修正共同保険式再保険に係わる預り責任準備金に対応する金額1,771,185百万円、及び共同保険式再保険に係わる責任準備金相当額221,905百万円が含まれております。	
9. 支払備金には、共同保険式再保険を付した部分に相当する金額594百万円が含まれております。	
10. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は123,569百万円あります。	
11. 繰延税金資産の総額は23,805百万円、繰延税金負債の総額は3,696百万円あります。繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	

主な原因別内訳は、危険準備金 19,649 百万円、繰越欠損金 3,148 百万円及び保険業法第 113 条繰延資産 3,696 百万円でありま  
す。当年度における法定実効税率は 36.2%であり、税効果適用後の法人税等の負担率は 12.4%であります。その差異の主な内訳  
は、受取配当金の益金不算入等の永久差異△23.9%であります。

12. 1株当たりの純資産額は 84,332 円 67 銭であります。
13. 外貨建資産の額は、38,385 百万円であります。（主な外貨額 343 百万米ドル、25 百万ユーロ）外貨建負債の額は、24,824 百万円  
であります。（主な外貨額 249 百万米ドル）
14. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 4,211 百万円  
あります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。



保 險 金 据 置 支 払 金	7
税 減 退 保 所	4,761
職 業 法 第 1 1 3 条 繰 上 償 却 入 却 費 用	1,484
給 付 引 当 金 繰 上 償 却 費 用	—
の 他 の 経 常 利 益	14,146
	0
<b>経 常 利 益</b>	<b>8,795</b>
<b>特 別 利 益</b>	—
固 定 資 産 等 処 分 益	—
保 險 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—
<b>特 別 損 失</b>	<b>73</b>
固 定 資 産 等 処 分 損 失	73
減 価 償 却 損 失	—
価 格 変 動 損 失	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 上 額 損 失	—
不 動 産 特 別 損 失	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—
<b>契 約 者 配 当 準 備 金 繰 上 額 益 税 額 益</b>	<b>—</b>
引 前 当 期 純 利 益	8,722
法 人 税 等 調 整	3
法 人 税 等 調 整	1,086
当 期 純 利 益	7,632

## 注記事項

(損益計算書関係)

平成19年度							
1. 再保険収入には、修正共同保険式再保険にかかわる出再保険事業費受入 46,522 百万円、及び共同保険式再保険に係わる責任準備金相当額 18,079 百万円が含まれております。							
2. 再保険料には、修正共同保険式再保険に係わる出再保険責任準備金移転額 375,651 百万円、並びに出再保険責任準備金調整額 250,494 百万円、及び共同保険式再保険に係わる再保険料 32,534 百万円が含まれております。							
3. 責任準備金繰入額には、出再責任準備金繰入額 87,164 百万円が含まれております。							
4. 1株当たり当期純利益の金額は6,724円74銭であります。							
5. 関連当事者との取引							
(単位：百万円)							
属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	ハートフォード・ライフ・アンド・アクシデント・インシュアランス・カンパニー	なし	業務委託契約の締結	業務委託費等	2,263	未払金	635
1. 取引条件及び取引条件の決定方針等 当社が委託する業務内容を勘案した上で、委託契約金額について協議の上決定しております。							